

広報あびこ

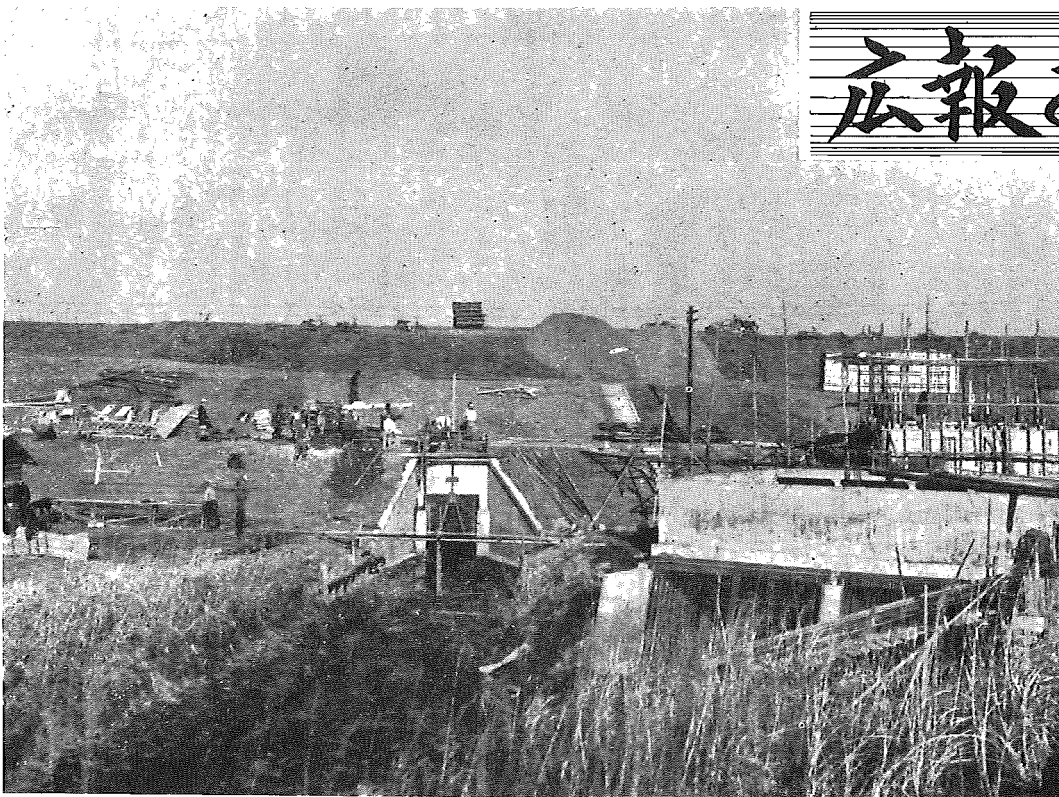
NO. 86

36. 4. 16号

千葉県我孫子町役場

TEL. (あびこ) 42

毎月1日16日発行 1部2円
昭和34年7月30日 第三種郵便物認可



完成いそぐ我孫子土地改良区江蔵地排水場

(総工費 約1億円)

目次

- 第1回定例議会報告...2-5
- 都市計画税条例の解説...5
- 道路占用料に関する条例の解説...6-7
- 奨学資金貸付に関する条例の解説...7
- 全国町村議会議長会から表彰...8
- 中村昇さんに...8
- 総理大臣賞...8
- 教育予算のあり方...8
- 乳児保育を始めた...8
- 国民年金保険料の納め方...9
- 教職員の人事異動...9
- 生活改善クラブあり方②...10
- 役場職員の人事異動...10
- 土木作業員の募集...10

広 報 あ び こ

(2)

第1回定例 町議会報告

既報のとおり本年初の定例町議会は三月十日から会期二十日間をもって開かれ、昭和三十六年度各種会計予算、都市計画税条例、道路占用料に関する条例、奨学資金貸付条例など町長提案による議案二十五件、議員提案による議案一件、請願八件、陳情六件ならびに選挙管理委員会より補充委員の選挙、計四十一件を慎重審議した結果、二十一件を原案可決、二件を同意可決、一件を承認可決、一件を選挙確定、十件を採択、三件を不採択し、さらに二件を継続審査に付して三月二十七日閉会しました。以下これら諸案件の内容と審議結果のあらましを報告いたします。

奨学資金貸付制度決まる 本年度から都市計画税を新設

○道路占用についても規制○

◆我孫子町道路占用料に関する条例 (原案可決) 新設
本条例は、町道の美観を維持し、交通その他道路管理に支障を生じないよう規制するとともに、特定の道路占用者から占用料を徴収して公平を期する目的のために設けたものです。
これにより四月一日から町長が管理する道路を占用しようとするときは、町長に道路占用申請書を提出して許可を受けなければならず、占用を許可したときは罰金となるべき事業などの場合を除き、占用料を徴収することになりました。詳細は6ページをご覧ください。
なお、現在、道路を占用している方は今月中に占用申請書を町長に提出して許可を受けられるようお願いいたします。

職員定数条例など 五条例を一部改正

◆我孫子町職員定数条例の一部改正 (原案可決)
都市計画課の新設に伴い町長事務部局の職員のうち役場の職員定数を八八名を五名増員して定数を九三名としたものです。これにより保育所、公益質屋、土木、清掃作業部の職員を加えると町長事務部局の職員定数は一一三名となり、さらにこれに農業委員会、議会、教育委員会の各事務部局の職員定数を加えますと、町の職員定数は一三三名となります。

◆我孫子町一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正 (原案可決)
本件は、旅行命令権の確立、職員の出張先での事故発生の場合における取扱いなどの規定を加え、合理的な運用を期するため全面的な改正を行なったものです。

◆我孫子町商工業振興委員会条例の一部改正 (原案可決)
本件は、商工業振興委員会の運営を完全ならしむるために、条例の不備を改正したものです。

◆我孫子町当宅宅使用料条例の一部改正 (原案可決)
本件は、昭和三十五年に建設した高野山団地の町営住宅にかかる使用料などを定めるため、一部改正を行なったものです。

◆我孫子町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (継続審査)
本件は、教育委員長、教育委員、農委員長、農業委員ならびに金業誘致委員の報酬を改正しようとするものですが、さらに検討を加えるため、総務委員会の継続審査となりました。

◆我孫子町都市計画税条例 (原案可決) 新設
本条例は、都市計画法に基づいて、本町都市計画事業を遂行させるため、都市計画区域内(町全域)に所在する土地および家屋の所有者から、当該土地または家屋にかかる固定資産税の課税標準価格の百分の〇・二

町長事務部局の職員	113名
(役場の職員	93名)
(保育所の職員	5名)
(公益質屋の職員	1名)
(土木清掃作業職員	14名)
議会事務部局の職員	2名
農業委員会事務部局の職員	3名
教育委員会事務部局の職員	15名
合計	133名

教育委員に渡辺重氏

監査委員には小池寛氏

選挙管理委員も決まる

◆教育委員の任命の同意に
ついて (同意可決)
教育委員小池寛氏、渡辺重氏の
渡辺重氏を補欠委員に任命
することを議会の同意
を求めたところ、同意が得
られたので同氏を教育委員
に任命しました。

◆監査委員の任命の同意に
ついて (同意可決)
監査委員の任期満了(昭和
三十二年三月二十三日)に
伴い、小池寛氏を監査委員
に選任することについて同
意を求めたところ、議会の
同意が得られたので、同氏
を監査委員に選任しました

◆選挙管理委員の任命の同意に
ついて (同意可決)
選挙管理委員の任期満了(昭和
三十二年三月二十三日)に
伴い、小池寛氏を選挙管理
委員に選任することについて
同意を求めたところ、議会の
同意が得られたので、同氏
を選挙管理委員に選任した

◆現任所
▽本籍地 我孫子町我孫子
二、六五六番地
▽現住所 同二二七番地
▽生年月日 明治三十二年
三月二十八日
▽最終学歴 東北帝国大学
法文学部卒業
▽職業 弁護士開業
▽おこな経歴 我孫子町議
会議員、我孫子第一小学

◆最終学歴 東京薬学専門
学校卒業
▽おこな経歴 我孫子町警
防隊長、我孫子町民生委
員、我孫子商工会副会長

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

▽本籍地 我孫子町我孫子
二、八〇五番地
▽現住所 本籍地に同じ
▽生年月日 明治四十一年
二月八日

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆金庫の設置及び金庫事務
取扱機関の指定について
(原案可決)
本件は、前号でお知らせ
したように、町における現
金出納事務の迅速かつ適確
を期するため金庫制度を採
用し、専門的業務者である
千葉銀行と契約を結んで現
金出納事務の委嘱を行なす
住民の利便とその信頼を確
保しようとするもので、四
月一日から実施しています
◆一時借入金について
(原案可決)
一般会計における財政執
行の円滑なる運用を期す
ため、昭和三十六年度にお

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

氏名	生年月日	住所
飯塚留造	明治18年1月13日	中韓 1,403
金井立太郎	明治22年12月1日	我孫子 2,511
中村新吾	明治25年2月25日	柴崎 890の1
齊藤利一	明治34年1月15日	三河屋新田 31

補欠順位	氏名	生年月日	住所
1	鬼沢利二	明治31年3月13日	我孫子 441
2	石井保二	明治36年2月17日	布部 2,378
3	中村昇	明治37年1月5日	部 67
4	海老原信保	明治37年1月9日	中韓 1,238



◆町営 本年度は23棟を建設
◆造物の設置について
(原案可決)
低額所得者の住宅不足を
緩和するため、公営住宅法
に基づいて、昭和三十六年度
において町営住宅(第一種住
宅十棟、第二種住宅十三
棟)を建設しようとするも
のです。

◆じん芥焼却場建設請負契
約の締結について
(原案可決)
さきにお知らせしたじん
芥焼却場の建設については
次のとおり請負契約を締結
することに決まりました。
名称 我孫子町じん芥焼却
場所 同発戸四七番地お
よび四八番地の一
型式 正和式自然通風型
じん芥焼却炉(一日焼却能
力一、二トン)
契約額 二九八万八千円
契約の相手方 船橋市前原
町一四九七番地、正和
建設工業株式会社、代表
取締役 渡辺 正

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

◆この議決に従って、三月
二十日に請負契約の締結を
行ない、近く着工する運び
となっております。

本年度一般会計予算は 一五二、三三五、七〇〇円

◆昭和三十六年度我孫子町
歳入歳出予算
◆昭和三十六年度我孫子町
特別会計古屋簡易水道事
業歳入歳出予算
◆昭和三十六年度我孫子町
特別会計古屋簡易水道事
業歳入歳出予算
◆昭和三十六年度我孫子町
特別会計古屋簡易水道事
業歳入歳出予算

◆昭和三十六年度我孫子町
特別会計古屋簡易水道事
業歳入歳出予算
◆昭和三十六年度我孫子町
特別会計古屋簡易水道事
業歳入歳出予算
◆昭和三十六年度我孫子町
特別会計古屋簡易水道事
業歳入歳出予算

◆昭和三十六年度我孫子町
特別会計古屋簡易水道事
業歳入歳出予算
◆昭和三十六年度我孫子町
特別会計古屋簡易水道事
業歳入歳出予算
◆昭和三十六年度我孫子町
特別会計古屋簡易水道事
業歳入歳出予算

◆昭和三十六年度我孫子町
特別会計古屋簡易水道事
業歳入歳出予算
◆昭和三十六年度我孫子町
特別会計古屋簡易水道事
業歳入歳出予算
◆昭和三十六年度我孫子町
特別会計古屋簡易水道事
業歳入歳出予算

昭和36年度一般会計予算総括表

款	本年		前年		増減
	年算	度額	年算	度額	
町税	117,127,900	76.86	82,215,000	68.00	34,912,900
地方交付税	5,000,000	3.28	13,000,000	10.74	△8,000,000
公営企業収入及び財産収入	150,000	0.10	51,500	0.04	99,000
分担金及び金負担金	1,280,100	0.85	774,000	0.60	506,100
使用料及び手数料	2,044,500	1.34	831,200	0.69	1,213,300
国庫支出金	12,972,400	8.51	6,587,600	5.44	6,384,800
県庫支出金	2,856,600	1.87	1,934,100	1.60	922,500
国庫支拂金	656,000	0.43	301,000	0.25	355,000
県庫支拂金	2,500,000	1.64	5,871,100	4.85	△3,371,100
雑収入	7,798,200	5.12	5,727,500	4.73	2,070,700
繰入金			1,200,000	0.99	△1,200,000
繰上金			2,500,000	2.07	△2,500,000
歳入合計	152,385,700	100.00	120,992,500	100.00	31,393,200

款	本年		前年		増減
	年算	度額	年算	度額	
議会費	4,648,300	3.05	3,611,900	2.99	1,036,400
役場費	44,808,900	29.40	36,391,300	30.08	8,417,600
消防費	5,708,900	3.75	5,509,000	4.55	199,900
土木費	34,955,900	22.94	14,051,500	11.61	20,904,400
教育費	20,439,900	13.41	28,361,800	23.44	△7,921,900
社会福祉費	8,487,000	5.57	4,020,000	3.32	4,467,000
保健衛生費	4,963,400	3.26	2,761,900	2.28	2,201,500
産業経済費	10,723,900	7.12	12,762,900	10.55	△2,039,000
財産費	442,300	0.29	377,100	0.31	65,200
統計調査費	186,900	0.12	480,100	0.40	△293,200
選挙費	470,700	0.31	424,900	0.35	45,800
公債費	3,593,000	2.36	3,154,000	2.61	439,000
諸支出金	12,104,600	7.94	8,386,800	6.93	3,717,800
予備費	852,000	0.56	699,300	0.58	152,700
歳出合計	152,385,700	100.00	120,992,500	100.00	31,393,200

固定資産税・都市計画税の税額算出計算例
(土地評価額150,000円① 家屋評価額300,000円②の場合)

(例1) 土地と家屋を所有の場合

A 固定資産税 $450,000円 \times \frac{1.4}{100} = 6,300円$
(①+②) (税率)(税額)

B 都市計画税 $450,000円 \times \frac{0.2}{100} = 900円$
(①+②) (税率)(税額)

税額合計 (A+B) 6,300円+900円=7,200円
第1期納付額……1,800円 第2期納付額……1,800円
第3期納付額……1,800円 第4期納付額……1,800円

(例2) 土地だけ所有の場合

A 固定資産税 $150,000円 \times \frac{1.4}{100} = 2,100円$
(①) (税率)(税額)

B 都市計画税 $150,000円 \times \frac{0.2}{100} = 300円$
(①) (税率)(税額)

税額合計 (A+B) 2,100円+300円=2,400円
第1期納付額……600円 第2期納付額……600円
第3期納付額……600円 第4期納付額……600円

(例3) 家屋だけ所有の場合

A 固定資産税 $300,000円 \times \frac{1.4}{100} = 4,200円$
(②) (税率)(税額)

B 都市計画税 $300,000円 \times \frac{0.2}{100} = 600円$
(②) (税率)(税額)

税額合計 (A+B) 4,200円+600円=4,800円
第1期納付額……1,200円 第2期納付額……1,200円
第3期納付額……1,200円 第4期納付額……1,200円

解説

固定資産税を納付されている方はもちろん、新たに建築または土地、家屋を取得された方も納税義務があるわけですが、ただし、償却資産の所有者に対しては課税されません。

都市計画法は、都市計画税の賦課、徴収の方法などについて規定したもので、それがこの都市計画法に納付するかどうか、どのように納付するか、といふこと、概略次のとおりであります。

納税義務者 都市計画法に規定する区域に所在する土地および家屋に対し、これらの固定資産税の評価額を課税標準として、その所有者に課せられます。現在

第一期 四月一日から四月三十日まで
第二期 七月一日から七月三十一日まで
第三期 十一月一日から十一月三十日まで

賦課期と納期 都市計画税の賦課期は毎年一月一日で、納期は次の四期となっております。

第一期 四月一日から四月三十日まで
第二期 七月一日から七月三十一日まで
第三期 十一月一日から十一月三十日まで

賦課と徴収 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収に準ずるものと、固定資産税とあわせて賦課し徴収します。これにより、固定資産税の税額と都市計画税の税額をそれぞれ算出し、合算した税額を四期にわたって課税、納付することになります。

課税標準 都市計画税の課税標準は、都市計画法に規定した評価額を基礎として、四月十八日ごろお手もとに届くよう準備を進めています。

我孫子町都市計画税条例

議会報告で述べたように、こんど町に「我孫子町都市計画条例」「我孫子町道路占用料に関する条例」の三つの条例が新たに制定されました。これら条例の制定趣旨については、すでに申し上げておる中で、ここでは、町民の皆さんによく理解し協力していただくため、これら条例はどのような内容をもったものであるかについて説明してみたいと思います。

→ 4月の納税は ←
固定資産税・都市計画税1期分と軽自動車税の全期分です。
4月28日の午前9時から午後4時まで興陽寺で出張徴収をいたしますから、ぜひご利用ください。

- (議会報告の続き)
- ◆日秀地区の道路改修に関する請願 (採択)
 - ◆中小企業融資制度下託金増額に関する請願 (採択)
 - ◆中里北島原地区に貯水池新設に関する請願 (採択)
 - ◆布佐巡査駐在所電話設置に関する請願 (不採択)
 - ◆布佐下地区町道の側溝敷設に関する請願 (採択)
 - ◆白山西部地区下水道設置に関する請願 (採択)
 - ◆町営診療所設置等に関する請願 (採択)
 - ◆我孫子第七町内の町道舗装及び側溝敷設に関する請願 (継続審査)
 - ◆日立橋我孫子工場周辺道路舗装及び排水溝設置に関する請願 (採択)
 - ◆湖北駅前十字路に貯水池新設に関する請願 (採択)
 - ◆公園通り舗装整備促進に関する請願 (不採択)
 - ◆中津地区県道及び町道改修に関する請願 (不採択)
 - ◆(前二件は、同一趣旨の陳情を採択済みです)
 - ◆がん明洞地地先子の神参道改修に関する請願 (採択)
 - ◆物価値上り反対に関する陳情 (採択)

解説

我孫子町道路占用料に関する条例

この条例は、我孫子町が管理する道路を占有しようとする者に対し、許可とその要件および占有料の徴収を定め、本年四月一日から施行されている。本来、道路の使用は、一般交通の用に供され、その路面は安全かつ自由な交通に使用されなければならないが、近年とみに生活が高層化し、道路を根幹として住居が密集し、種々な施設が設置されるようになった。これに伴い水道、電気、ガス等の事業とこれに附随する事業により、道路の占有(電柱、街燈、広告、看板、広告塔、ガス管、水道管など)ケースが非常に多くなってきた。この状態から道路の維持管理を図り、また占有者から占有料を徴収して、公共物たる道路の私的使用による負担の公平を期せようとするものである。

道路の占有に関しては道路法に規定されているとおり、限定された使用目的に限り許可され占有できることとされている。道路管理者たる町長の許可なく無断で町の道路を占有できないわけであり、無断で占有すると処罰されることになっている。以下、申請の手続き、占有料などについて述べてみますが、詳細については所管課である建設課へお問い合わせください。

道路占有申請書

一、使用の場所
二、使用の面積
三、使用の目的
四、使用の期間
昭和 年 月 日
申請人住所 氏名
道路管理者 我孫子町長 殿

料を徴収しますが、国または公共団体が公共事業のためまたは特別の事由のある場合は占有料を免除し、占有料の徴収方法は、会計年度により一度分をその年度始めに徴収し、一年未満のものは月別、一月未満のものは日別をもって占有料を徴収する。なお、占有料の徴収を請求されたときは、請求のあった日から三十日以内に支払を行わなければならない。また、占有料を徴収するに要した経費は占有者の負担とする。

占有料の賦課等 占有料を担保に供したり、占有料を転貸することはできない。また、占有料を譲渡しようとする者は、町長に届け出て許可を受けなければならない。譲渡の許可を受けた者は、前占有者の一切の権利、義務を承継する。

占有地の復旧 占有期間満了または占有停止もしくは占有許可を取消されたときは、占有者はたんに占有物を撤去して占有地をその状態におくとともに町長に届け出て検査を受けなければならない。また、占有者が占有物の設置、修繕、改良、撤去等のため、道路を掘きかけた場合の道路の復旧は占有者が行ない、その費用は占有者の負担とする。

現に道路を占有している者の届出等 この条例公布のさい、現に道路を占有している者は、前述の道路占有申請書(関係書類添付)を四月末までに町長に提出し許可を受けてください(占有料金表七、八、九掲載)

